

玉木病院訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社玉栄興産が開設する玉木病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が訪問看護の必要を認めた者に対し、心身ともに安定した状態で療養生活を送ることができるよう、適正な事業を提供していくことを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、主治の医師の指示に従い、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 玉木病院訪問看護ステーション
- （2） 所在地 山口県萩市瓦町 49

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（看護師又は保健師／常勤者・兼務）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- （2） 看護職員等 看護師 17名（常勤者 7名、非常勤者 10名）
准看護師 3名（常勤者 1名、非常勤者 2名）
理学療法士 3名（非常勤者 3名）
看護職員等は、訪問看護計画及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- （3） 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 当訪問看護ステーションの指定訪問看護等の提供にあたっては、各医療機関の主治医の訪問看護指示書を受け、訪問看護計画を作成し、訪問看護を行うこととする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話、相談・指導
- (4) 医療的処置の実施及び指導（吸引、在宅酸素管理、カテーテル管理、褥瘡処置、内服薬管理等）
- (5) 訪問リハビリテーションの実施、相談・指導
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 生活環境の調整と指導
- (10) 関係機関への連絡調整及び報告
- (11) その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 保険給付の対象外に係る利用料金は、別表に定める料金表によるものとする。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は離島を含む、萩市、阿武町、長門市とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治の医師との連絡ができない場合は、救急搬送等の必要な処置を行うものとする。

(虐待の防止)

第11条 ステーションは、虐待の発生または再発防止のための対応を以下の通りとする。

- (1) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための事業者に対する研修を実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るために、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の体制を整備する。

2 採用時研修 採用後3ヶ月以内

継続研修 年1回

3 事業従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社玉栄興産及び玉木病院訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。